



熊本県公報

第 1 1 6 3 3 号

平成 19 年 12 月 10 日 (月)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 1
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 2
公 告	
○換地計画の決定	(農村整備課) 2
○土地改良区の解散認可	(農村計画・技術管理課) 3
○開発行為工事完了	(建築課) 3
○土地改良事業施行の認可	(農村計画・技術管理課) 3
○ " "	(") 3
○ " "	(") 3
○ " "	(") 3
○熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の平成 20 年度における競争入札参加資格者審査申請 (追加) の受付	(監理課) 4
○熊本県外に主たる営業所を有する建設業者の平成 20・21 年度における競争入札参加者資格審査申請 (定例) の受付	(") 5
○測量・建設コンサルタント業者等の平成 20・21 年度における競争入札参加者資格審査申請 (定例) の受付	(") 7
○工業統計調査地方分散入力システム用機材一式の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(統計調査課) 9
登 載 依 頼	
○熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札による落札者の決定	(警察本部情報管理課) 11
○熊本県森林審議会の開催	(森林整備課) 12
正 誤	
○平成 12 年 5 月 8 日熊本県告示第 433 号 (公有水面埋立免許) 中	(漁港漁場整備課) 12
○平成 18 年 2 月 22 日熊本県告示第 172 号 (公有水面埋立しゅん功認可) 中	(") 12
○平成 13 年 3 月 23 日熊本県告示第 228 号 (公有水面埋立免許) 中	(") 13
○平成 18 年 8 月 30 日熊本県告示第 891 号 (公有水面埋立しゅん功認可) 中	(") 13

告 示

熊本県告示第 1029 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
セントケア熊本 熊本市長嶺南四丁目 11-126 オフィス西田 1 階	セントケア熊本株式会社 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 川島 裕介	平成 19 年 12 月 1 日	4310100583	居宅介護
セントケア熊本駅前 熊本市二本木三丁目 7-35	セントケア熊本株式会社 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 川島 裕介	平成 19 年 12 月 1 日	4310100591	居宅介護

セントケア健軍 熊本市東野四丁目 6-26KS ビルマンション 1 階	セントケア熊本株式会社 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 川島 裕介	平成 19 年 12 月 1 日	4310100609	居宅介護
セントケア植木 鹿本郡植木町豊田 481-1 福 田アパート I 102 号	セントケア熊本株式会社 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 川島 裕介	平成 19 年 12 月 1 日	4312000062	居宅介護
セントケア合志 合志市幾久富 1758-17	セントケア熊本株式会社 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 川島 裕介	平成 19 年 12 月 1 日	4312900139	居宅介護
セントケア御船 上益城郡御船町御船 912-1	セントケア熊本株式会社 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 川島 裕介	平成 19 年 12 月 1 日	4311440061	居宅介護
セントケア八代 八代市鏡町内田 432- 1KAGAMI(N)HEIGHTS	セントケア熊本株式会社 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 川島 裕介	平成 19 年 12 月 1 日	4310200300	居宅介護
セントケア天草 天草市小松原町 12-19M セ レーノ天草 103 号	セントケア熊本株式会社 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 川島 裕介	平成 19 年 12 月 1 日	4313000319	居宅介護

熊本県告示第 1030 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
桃の花 八代市鏡町両出 1257 番地 4	有限会社八代河内石材	平成 19 年 12 月 1 日

熊本県告示第 1031 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
桃の花 八代市鏡町両出 1257 番地 4	有限会社八代河内石材	平成 19 年 12 月 1 日

公 告

熊本県公告第 974 号

県営網津地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり

当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 12 月 11 日から
平成 20 年 1 月 15 日まで
- 2 縦覧の場所 宇土市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 975 号

天草市牛深市土地改良区理事長中村五木から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年 11 月 30 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 976 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字沖野 1824 番 2
498.11 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市須屋 1525 番地 1
西本 理喜子

熊本県公告第 977 号

平成 19 年 9 月 6 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から申請のあった玉名地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 11 月 30 日付けで認可した。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 978 号

平成 19 年 9 月 6 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から申請のあった鯨油地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 11 月 30 日付けで認可した。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 979 号

平成 19 年 9 月 6 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から申請のあった石田地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 11 月 30 日付けで認可した。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 980 号

平成 19 年 9 月 6 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から申請のあった共和地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 11 月 30 日付けで認可した。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 981 号

平成 20 年度において、熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 申請の対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成 20 年度において、熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者
 - ア 平成 18 年度中に平成 19・20 年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）を提出し、平成 19 年度及び平成 20 年度に有効な入札参加者資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）以外の者（以下「新規業者」という。）
 - イ 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外の業種について競争入札に参加しようとする者
- (2) 平成 19 年度に本県及び国土交通省が実施する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を完了した者（経営規模等評価申請書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）別記様式第 25 号の 11）に審査済印があること。）
- (3) 平成 19 年度に本県及び国土交通省が実施する経営事項審査の申請において、規則第 21 条の 2 の規定に基づく総合評定値の請求を行っている者

第 2 申請の受付

- (1) 申請方法
申請は持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
- (2) 受付期間
平成 20 年 1 月 22 日（火）から平成 20 年 1 月 25 日（金）まで
- (3) 受付時間
午前 9 時 30 分から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (4) 受付場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 11 階
熊本県土木部監理課建設業係

第 3 提出書類及び提出部数

- (1) 平成 20 年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2 部
- (2) 平成 20 年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書（以下「技術事項等申請書」という。） 2 部
ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事のいずれかの競争入札に参加しようとする新規業者のうち、次の項目に該当する者のみ提出すること。
 - ア 申請日現在において、財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行する ISO9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズの認証を有する者
 - イ 平成 18 年 1 月から平成 19 年 12 月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後 VE 提案が採択された実績のある者
 - ウ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される業者で、平成 19 年 6 月 1 日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない業者で障害者を 1 人以上雇用している者
 - エ 申請日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
 - オ 平成 18 年 1 月から平成 18 年 12 月まで及び平成 19 年 1 月から平成 19 年 12 月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者
 - カ 申請日現在において、財団法人地球環境戦略研究機関が発行するエコアクション 21 の認証・登録証を有する者
 - キ 平成 18 年 1 月から平成 19 年 12 月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5 百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い 5 百万円以上の支出を行った者
 - ク 申請日現在において、県（熊本土木事務所又は地域振興局）と防災協定を締結している者
- (3) 技術事項等申請書裏面の「申請に当たっての留意事項」に基づく添付書類 1 部

第 4 持参書類

- (1) 平成 19 年度に本県が通知した経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（当

- 該通知書の送付を受けていない者にあつては不要)
- (2) 第 4 の(1)に係る経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高(審査済印があるものに限る。)
- (3) 申請日現在において有効な建設業許可に係る許可通知書又はその他建設業許可を有することを証する書面
- (4) 第 4 の(1)の審査基準日に係る変更届出書(事業年度終了)
- (5) 第 1 の(1)イに掲げる者については、平成 19 年 4 月 1 日付けの平成 19・20 年度熊本県工事入札参加者資格認定通知書
- (6) 舗装工事の競争入札に参加しようとする者で、舗装施工管理技術者(財団法人道路保全技術センターへの登録)の資格者を有する場合は、舗装施工管理技術者資格者証
- 第 5 資格審査
- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成 15 年熊本県告示第 221 号)に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
- (2) 第 3 に掲げる提出書類及び第 4 に掲げる持参書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直近 2 営業年度における工事实績がない業種については申請を受け付けない。
- 第 6 入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成 20 年 4 月 1 日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 第 7 問い合わせ先
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2485 (ダイヤルイン)

熊本県公告第 982 号

平成 20・21 年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
- ア 電子申請(インターネットが利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗(<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>)」により申請すること。)
- イ 郵送(簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)
- ウ 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)
- (2) 受付期間
- ア 電子申請の場合
平成 20 年 1 月 8 日(火)から平成 20 年 2 月 1 日(金)まで(必着)
- イ 郵送の場合
平成 20 年 1 月 8 日(火)から平成 20 年 2 月 1 日(金)まで(2 月 1 日の消印有効)
- ウ 持参の場合
平成 20 年 1 月 22 日(火)から平成 20 年 2 月 1 日(金)まで
受付時間:午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- (3) 提出先
- ア 郵送の場合
〒862-8570(県庁専用郵便番号)
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県土木部監理課建設業係
- イ 持参の場合
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること。

商号の頭文字	受付日(来庁日)	商号の頭文字	受付日(来庁日)
ア行	1 月 22 日(火)	ハ行	1 月 29 日(火)
カ行	1 月 23 日(水)	マ行	1 月 30 日(水)
サ行	1 月 24 日(木)	ヤ行	1 月 31 日(木)
タ行	1 月 25 日(金)	ラ・ワ行	2 月 1 日(金)
ナ行	1 月 28 日(月)		

2 審査対象期間

平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に決算日が属する営業年度
3 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書〈県外工事〉 ※電子申請の場合はインターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を、郵送により 1 部提出すること。	2 部
2	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済の経営事項審査申請書及び工事種別完成工事高、経営状況分析結果通知書の写しを受付期間中に提出し、平成 18 年 2 月 8 日（金）までに当該通知書を提出すること。	1 部
3	年間委任状 ※原本に限る。主たる営業所以外の営業所に締結権限の委任を行う場合に限り。	1 部
4	使用印鑑届 ※原本に限る。	1 部
5	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面	1 部
6	現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し ※委任先がある場合、又は熊本県内にある営業所に発注を希望する業種の許可がある場合は提出すること。 ※営業所が一つである都道府県知事許可業者は提出不要。 ※別表の内容を別紙として作成している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。 ※写しは A4 版に縮小コピーすること。	1 部
7	国税の納税証明書（法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。	1 部
8	熊本県税の納税証明書（その 6 等） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1 部
9	〈申請日現在において、ISO9000 又は 14000 シリーズの認証を受けている場合のみ〉 ※申請日現在において有効な審査登録証等の写し ※ ISO の認証機関である財団法人日本適合性規格認定協会（JAB）又は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。	1 部

※電子申請の場合、上記 1 から 9 までの提出書類のうち該当するものについては、郵送により 1 部提出すること。

4 資格審査及び結果通知

（１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき、競争入札参加資格の有無について審査を行う。ただし、3 に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けないものとする。

ア 直近の経営事項審査結果通知書において「審査対象年度」及び「前審査対象年度以前」に実績がない業種

イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所等）に許可がない業種

ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。

（２） 審査の結果は、平成 20 年 3 月末までに文書で通知する予定。

5 競争入札参加資格の有効期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

6 注意事項

- (1) 書類は、黄色の A4 のフラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「更新」の別、商号及び振り仮名を明記すること。なお、提出書類については、3 に掲げる順番で綴ること。
- (2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所は、1 か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する。」という申請はできない。
- (3) 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
- (4) 「更新」申請者（平成 17 年度又は平成 18 年度中に申請し認定を受けた者が、今回引き続き申請する場合をいう。）については、可能な限り平成 18 年 3 月又は 19 年 3 月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- 7 問い合わせ先
- (1) 申請書全般
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 電話 096-333-2485
- (2) 電子申請関係
熊本県電子自治体コールセンター 電話 096-334-1592

熊本県公告第 983 号

平成 20・21 年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
- ア 電子申請（インターネットが利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗（<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>）」により申請すること。）
- イ 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
- ウ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
- (2) 受付期間
- ア 電子申請の場合
平成 20 年 1 月 8 日（火）から平成 20 年 2 月 1 日（金）まで（必着）
- イ 郵送の場合
平成 20 年 1 月 8 日（火）から平成 20 年 2 月 1 日（金）まで（2 月 1 日の消印有効）
- ウ 持参の場合
平成 20 年 1 月 22 日（火）から平成 20 年 2 月 1 日（金）まで
受付時間：午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- (3) 提出先
- ア 郵送の場合
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県土木部監理課建設業係
- イ 持参の場合
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること。

商号の頭文字	受付日（来庁日）	商号の頭文字	受付日（来庁日）
ア行	1 月 22 日（火）	ハ行	1 月 29 日（火）
カ行	1 月 23 日（水）	マ行	1 月 30 日（水）
サ行	1 月 24 日（木）	ヤ行	1 月 31 日（木）
タ行	1 月 25 日（金）	ラ・ワ行	2 月 1 日（金）
ナ行	1 月 28 日（月）		

2 審査対象期間

平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に決算日が属する営業年度
ただし、新規設立法人で平成 19 年 9 月 30 日より後で申請時までには第 1 期の決算を終える者については、当該営業年度を審査対象とする。

3 受付業種

- (1) 測量業務
(2) 建築関係建設コンサルタント業務
(3) 土木関係建設コンサルタント業務

- (4) 地質調査業務
 (5) 補償関係コンサルタント業務
 (6) 白あり駆除関係業務

なお、(1) から (5) までの業務の詳細な分類については、入札参加資格審査申請書〈測量・建設コンサルタント等〉(別記様式 1) を参照すること。

4 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書〈測量・建設コンサルタント等〉 ※電子申請の場合はインターネット申請時に印刷できる帳票(申請書)を、郵送により 1 部提出すること。	2 部
2	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表 ※登録を受けている事業、測量等実績高、有資格者数及び熊本県内の営業所について記載すること。	1 部
3	年間委任状 ※原本に限る。本社以外の営業所に、熊本県と契約を締結する権限を委任する場合に限る。	1 部
4	使用印鑑届 ※原本に限る。	1 部
5	登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法(昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号)第 55 条の規定による登録を証する書面の写し 2 建築関係コンサルタント業務(建築一般)の申請者 建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 23 条の規定による登録を証する書面の写し 3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号) ○地質調査業者登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号) ○補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号) ○不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 24 条の規定	各 1 部
6	測量等実績調書	1 部
7	技術者経歴書	1 部
8	商業登記簿謄本の写し(法人の場合)又は身元証明書の写し(個人の場合) ※発行後、3 か月以内のもの	1 部
9	国税の納税証明書(法人:その 3 の 3、個人:その 3 の 2) ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。	1 部
10	熊本県税の納税申請書(その 6 等) ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1 部
11	〈申請日現在において、ISO9000 又は 14000 シリーズの認証を受けている場合のみ〉 ※申請日現在において有効な審査登録証等の写し ※ ISO の認証機関である財団法人日本適合性規格認定協会(JAB)又は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先(委任先がなければ本社)で取得していること。	1 部

※電子申請の場合、上記 1 から 11 までの提出書類のうち該当するものについては、郵送により 1 部提出すること。

なお、2・6 及び 7 については電子申請の際に添付書類として添付できるが、別に郵送でも 1 部提出すること。

- 5 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に基づき、競争入札参加資格の有無について審査を行う。ただし、4 に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。
- ア 申請直前 2 か年の営業年度において実績がない業種（地質調査以外については、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要。）
- イ 測量法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号）第 55 条の規定による登録がない場合の測量業務
- ウ 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定による登録がない建築関係建設コンサルタント業者の建築一般
- エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。
- ※測量業者、建築関係コンサルタント業務、地質調査業務の指名には該当する技術者が必要。
- ※土木関係建設コンサルタント技術の指名には 2 人以上の技術者が必要。
- (2) 審査の結果は、平成 20 年 3 月末までに文書で通知する予定。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 7 注意事項
- (1) 書類は A4 のフラットファイル（熊本県内業者は青色、県外業者は緑色）に綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「更新」の別、商号及び振り仮名を明記すること。なお、提出書類については、4 に掲げる順番で綴ること。
- (2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所は、1 か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する。」という申請はできない。
- (3) 入札参加者資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
- (4) 「更新」申請者（平成 17 年度及び 18 年度中に申請し認定を受けた者が、今回引き続き申請する場合をいう。）については、可能な限り平成 18 年 3 月又は 19 年 3 月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- 8 問い合わせ先
- (1) 申請書全般
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 電話 096-333-2485
- (2) 電子申請関係
熊本県電子自治体コールセンター 電話 096-334-1592

熊本県公告第 984 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
工業統計調査地方分散入力システム用機材一式
- (2) 借入物品の規格、品質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間
平成 20 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで
- (4) 納入期限
平成 19 年 12 月 28 日（金）
- (5) 納入場所
熊本県地域振興部統計調査課
- (6) 入札方法
- ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入金額とする。見積りに当たっては 36 月賃借料率で計算すること。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱

- (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル」に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6 の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570
住所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 12 月 10 日(月)から平成 19 年 12 月 17 日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 12 月 10 日(月)から平成 19 年 12 月 17 日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部統計調査課商工班(県庁行政棟本館 6 階)
郵便番号 862-8570
住所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2177(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 12 月 10 日(月)から平成 19 年 12 月 17 日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 19 年 12 月 25 日(火)午後 1 時 30 分から
イ 場所 熊本県庁行政棟本館 2 階管理調達課分室
- (4) 入札書の提出方法
6 の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数(36 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の(3)記載の入札の日時までに納付しな

- なければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、入札前日までに 5 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
- 無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- 要
- イ 契約の締結期限
- 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者から契約締結の申出期限
- 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（36 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。
- ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を契約前日までに提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼**熊本県警察本部告示第 11 号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 条）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 10 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 9 月 5 日
- 4 落札者の名称及び所在地
NEC リース株式会社
熊本市水道町 8 番 6 号
- 5 落札金額（月額）
3,156,300 円（うち消費税額及び地方消費税の額 150,300 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 19 年 7 月 27 日

熊本県森林審議会公告第 1 号

熊本県森林審議会を、次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成 19 年 12 月 10 日

熊本県森林審議会 会長 長 嶺 興 也

- 1 開催日時
平成 19 年 12 月 20 日（木）
午後 2 時 00 分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題
(1) 地域森林計画の樹立及び変更について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県森林審議会事務局（熊本県農林水産部森林整備課森林計画班）
（電話 096-333-2434）

正 誤

平成 12 年 5 月 8 日熊本県告示第 433 号（公有水面埋立免許）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
2	上	27	天草郡有明町大字楠甫字蛤	天草郡有明町大字楠甫字本鳥越
2	下	4		
2	下	8		
2	下	11	並びに 5835 の 5	並びに字蛤 5835 の 5
3	下	21	天草郡有明町大字楠甫字蛤	天草郡有明町大字楠甫字本鳥越
3	下	28		
4	上	1		
4	上	5	並びに 5835 の 5	並びに字蛤 5835 の 5

平成 18 年 2 月 22 日熊本県告示第 172 号（公有水面埋立しゅん功認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	4	天草郡有明町大字楠甫字蛤	天草郡有明町大字楠甫字本鳥越
3	11		
3	15		

平成 13 年 3 月 23 日熊本県告示第 228 号（公有水面埋立免許）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
2	上	22	並びに 337 の 5	並びに字尾崎 337 の 5
2	下	13	天草郡河浦町大字宮野河内 337 の 5	天草郡河浦町大字宮野河内字尾崎 337 の 5

平成 18 年 8 月 30 日熊本県告示第 891 号（公有水面埋立しゅん功認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	47	並びに 337 の 5	並びに字尾崎 337 の 5

